



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小 班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期
集 R5-49	大館市外川原字小杉沢出口 31 番 13	53/109	山林	0.18	令和 26 年 3 月 31 日
	大館市外川原字小杉沢出口 31 番 14	53/110	保安林	0.46	
	大館市外川原字鍵掛沢 19 番	56/36,88	山林	0.09	
	大館市外川原字鍵掛沢 21 番	56/87		0.33	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。